

事 務 連 絡  
令和元年 5 月 8 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

令和元年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、下記通知の一部が改正されたところで  
す。

それぞれの改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくとともに、  
貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発 0609001 号厚生労働省  
老健局長通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000506705.pdf>

- 2 「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第  
0523003 号厚生労働事務次官通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000506706.pdf>

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係 TEL：03-5253-1111（内線 3982、3986） FAX：03-3503-7894
--

## 令和元年度地域支援事業実施要綱等の主な改正点

### 1. 「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)

#### (1) 総合事業の「国が定める単価」の改正

介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、総合事業の「国が定める単価」について、介護給付の訪問介護及び通所介護等に倣って見直しを行う。

#### (2) 認知症地域支援・ケア向上事業の拡充

地域において「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、認知症地域支援推進員の取組として、新たに社会参加活動のための体制整備を地域支援事業に位置づける。

#### (3) 介護自立支援事業(慰労金の支給)の支給範囲の明確化

「介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業」としている介護自立支援事業における「介護サービスを受けていない」こと等の支給範囲を明確化する。

### 2. 「地域支援事業交付金の交付について」(平成 20 年 5 月 23 日厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知)

#### (1) 上限額の計算式

平成 30 年度の計算式を、令和元年度における高齢者の伸び率を乗じる等、令和元年度の計算式に改正する。

#### (2) 認知症地域支援・ケア向上事業の拡充に伴う上限額の見直し

認知症地域支援・ケア向上事業の上限額について、1(2)の取組拡充を踏まえ、従来の上限額に上乗せを行う。

#### (3) 提出様式の必要事項の整理等

精算時の超過額・不足額等、これまで、提出様式とは別に報告を求めていた事項について、提出様式へ統合する等の改正を行う。